

## 令和2年2月定例教育委員会

日時 令和2年2月6日(木)

午前10時～午前12時

### 1 開会

○山本教育長

ただいまから令和2年2月定例教育委員会を開会します。よろしくお願いします。

### 2 日程説明

○山本教育長

それでは最初に、教育総務課長から本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は議案3件、報告事項4件の計7件となります。ご審議よろしくお願いします。

### 3 一般報告

○山本教育長

それでは、私から一般報告をいたしますが、連日、新聞報道されておりますけれども、新型コロナウイルスによる肺炎の国内への感染拡大が懸念されているところです。1月23日には、教育委員会事務局内にも対策会議を立ち上げて情報共有あるいは対策の検討を行っておりますし、また、県内の児童生徒、学校関係者・保護者等に向けて感染症の予防対策、県内の相談窓口の周知などについても、今計画しているところです。

その他、ご覧の会議等に出席しておりますが、1月17日には、鳥取県 **Society 5.0** という言葉が最近出てきておりますが、そうしたことについての推進本部が立ち上げられ、教育関係では、ICT利活用教育を進めていくということが一つのテーマとなっております。国では、義務教育段階での一人一台タブレット導入ということを含めた学校のICT環境の環境整備が補正予算で、この度成立し、それに連動して本県においても、2月3日に臨時議会が開催されまして、県の予算では、県内のすべての高校、特別支援学校に校内LAN、それからWiFi、そうした環境を整備するとともに、特別支援学校の小中学部については国の方針と同様、一人一台体制にするといったかたちでの関係予算が成立したところです。一度に全校ということですので、かなり整備のほうも大変だと思いますが、そうした整備を進める一方で、ハードについては環境を整備するだけでなく、それをきちんと利活用して子どもたちの教育に使っていくための教員の指導力、そうしたICTの利活用に関する資質を高めていくことにも意を払う必要があるのではないかとということで、そちらについては当初予算の中で検討を進めているところです。

1月27日から29日にかけては、全国ならびに中国5県の教育委員、教育長の会議が開かれ、中島委員もご出席いただきましたが、教職員の働き方改革がやはり大きなテーマでありましたし、英語教育についても、色々な情報交換等を行ったところです。5県では、ふるさと教育あるいは不登校対策についても、併せて情報共有・意見交換などを行ったところで、後でまた出てくるとは思いますけれども、不登校対策等について、参考となる取組など本県においても検討を進めていきたいと考えております。

また、1月31日には、これはまた嬉しい報告が、全国大会の優勝報告ということで先般報告しましたが、八頭高校の女子ホッケー部や、倉吉西高校の弓道個人で全国制覇の報告に来られたところです。

この他、新聞報道でご覧になっているかと思いますが、鳥取西高校の生徒が、観光甲子園のアウトバウンドの部で全国グランプリを取ったり、あるいは鳥取中央育英高校の選手、八頭高校の選手がU18の陸上競技の60メートルの大会で日本一になったりといったことで、全国大会で活躍する生徒が次々出てきておりまして、これは嬉しいことだと思っているところです。

#### 4 議事

##### ○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、中島委員と若原委員にお願いします。まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

##### ○森田次長

議案第2号、公立学校教職員の懲戒処分について、公立学校教職員に非違行為があったため、その対応を諮るものです。

議案第3号、鳥取県立博物館協議会委員の任命について、任期が3月末で満了するため、次の任期について委員の選任を行うものです。

議案第4号、令和2年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について、法令に基づき市町村立学校の学級編成基準を設けるものです。

##### (1) 議案

##### ○山本教育長

それでは、議案第1号は欠番ということで、議案第2号、第3号については、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいですが、よろしいでしょうか。(同意の声)

それでは、非公開で行うこととします。議案第2号の関係課長以外の方は、席を外してください。

**【議案第2号】公立学校教職員の懲戒処分について（非公開）**

【議案第 3 号】鳥取県立博物館協議会委員の任命について（非公開）

【議案第 4 号】令和 2 年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について（公開）

○國岡教育人材開発課長

まず、学級編制基準ですが、義務標準法と特別支援の高等部については高校のほうの標準法で都道府県教育委員会が定めるということが規定されております。具体的には 1 番の学級編制基準ですけれども、まず小学校ですが、本県では今までどおり少人数学級を継続して行いたいと考えております。

一、二年については、国の基準でしたら 35 人ですが、本県は 30 人となります。三から六年については、国の基準でしたら 40 人ですが、本県では少人数学級ということで 35 人。複式学級については、国の基準では 16 人です。一学年を含んだ場合は 8 人にはなりません。本県においてはそこにありますとおりの、国の基準を下回る基準と考えております。

中学校については、すべての学年が国の基準では 40 人となりますが、一年生については 33 人、二、三年生については 35 人となります。複式学級については、全国の基準と同じです。中学校の特別支援学級については、国の基準では 8 人となりますが、本県の基準としては 7 人となります。特別支援学校については、これは国の基準と同じです。

次のページですが、具体的な編制基準の取扱要領を定めたいと思います。この内容ですが、1 番の学級編制については、5 月 1 日を基準日として、それを見越した学級編制基準を考えるということがそこに書いてあります。5 月 1 日に生徒数に変動があれば、それに見合った学級編制となります。大きな 2 番の学級編制の変更についてですが、これは基準日の翌日以降の内容が書いてありますが、基本的に通常学級については、それ以降に児童生徒数の変動があっても、もう学級編制はいじらないという考え方です。それ以外の児童自立支援施設であるとか、分校・分教室であるとか、特別支援学級については、これは変動があれば、それに応じた学級編制を考えていきます。これは従来どおりの内容となります。（2）番の県立特別支援学校についても、変動があればそれによる変更をしていきたいと考えています。以上です。

○山本教育長

それでは議案第 4 号について、委員方からご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

○中島委員

この案については異論ないんですが、先生により有効に動いてもらうということを考え

た時に、これで学級数が増えるわけですね、国の基準よりも生徒数が少ないということ  
で。これはどうなんですかね。そもそもこの辺りから試みとして考え直してみるというこ  
とも必要だったりするんですか。

○山本教育長

色々今、学校現場にも投げかけているのは、1から10まで、この学級編制でいく必  
要もないですよ。例えば元々、学級編制上、2クラスになっているんだけど、それを  
1クラスにして、人事の関係でベテランの先生と新人の先生が2クラスをそれぞれ持つと  
いうことになった時に、場合によっては教科によっては二つを一緒にして、二人で見ると  
いうやり方もあると思いますし、その時に外れて他のことをやるという、そういうことも  
あってもいいんじゃないかなと。そこはもう少し柔軟に使ってもらえるような、そんな仕掛  
けも考えてみてくださいという投げかけはしています。具体の動きはありますか。

○國岡教育人材開発課長

今、教育長が話されたとおりで、今までは学級があれば基本、その学級で授業するとい  
うのが基本だったんですけども、学級はそのままだけど、授業によっては形態を変えて  
実施するであるとか、あと専科を取り入れるとか、せつかく人的には大きな戦力があるの  
で、それをより有効に活用できる方法はないかということをして市町村とも協力しながら随時、  
検討していくという感じです。

○中島委員

今は31人になったら2クラスでしょう。今の先生の顔ぶれを見たら、校長が四年生を  
この先生にして、31人だけど1クラスでいこうみたいな判断は、今はできないですよ。

○國岡教育人材開発課長

学級自体は、県が決めた2クラスで。

○中島委員

そこら辺りを何か柔軟にしたらどうですか。それは、県の学級編成基準によるものなん  
ですか。

○國岡教育人材開発課長

そうです。県だけで定めたものではなくて、こういう方向でいきたいと思います市町村との  
合意の下で今、進めておりますので。その辺りは市町村とも相談しながら進めなければな  
らない。

○中島委員

そういうことは俎上に載せないでこれは大前提でいいんだという考え方はもちろんあると思うんですが、今の状況を見ていると、それも含めて、先生方の有効な動かし方というところでは、まな板の上に乗せてもいいんじゃないかなと、一般論的には思うという話なんです。

○國岡教育人材開発課長

島根県は少人数学級を止めるような方向の話も出ていたりして。ただ、今までせっかく県で措置していただいていたものを手放しては当然いけませんし、より有効に活用しなくちゃいけませんので、その辺りが難しいところです。

○中島委員

先生方の総数はこれで取って、中での使い方をもう少し自由に考えてもらう。

○山本教育長

究極の学校裁量というような。今は編制は編制で成立した上で、その途中の学びの中で柔軟にしていこうと。

○佐伯委員

その連絡が各学校に下りて行って、15人と16人を一緒にして、複数の体制でみようとしているところも教科によって増えてはきているんですか。

○國岡教育人材開発課長

大きく増えているとは言い難いですが、倉吉市でやっていたりとか、いくつかの市町村では取り組みをやっています。まずそういう投げかけを市町村であるとか学校にしているところです。

○佐伯委員

教科によっては、それを行ったほうがいい場合があるのでね。

○山本教育長

うまくいっている例を、もう少し発信していかないと、広がらないかもしれませんね。

○佐伯委員

どうしても小学校は結構、自分の学級という概念がなかなか取り払えないこともあったりしますが、でも実践例として、こういうことをやっているんだということが広がってい

くと、少し考え方が変わってくるのかなと思います。

○中島委員

そういう場合って、例えば1組と2組が一緒になってやっていますといった場合、当然1組の担任の先生も、2組の担任の先生も、基本的にはその授業についていないといけな  
いということになるわけですよ。それでは同じで、別の研修をしたりということはでき  
ないわけですね。

○國岡教育人材開発課長

目的外使用みたいなことで、大局的にどこまでできるかという話なんです。

○佐伯委員

多分、一緒に行ったほうが、ベテランの方のやり方が学べるチャンスにはなるし、同じ  
ように相談して別れて各々のクラスでやっていたら、本当にそれができているかどうか分  
からないので、一緒に行ったほうがいい場合があります。

○若原委員

細かいことですが、5月1日時点で31人、その後で1人減った場合も、2クラスをず  
っと維持するわけですよ。

○國岡教育人材開発課長

通常学級の場合は、そうなります。

○若原委員

5月1日現在のというのは、学校基本調査の日付に合わせてですか。

○國岡教育人材開発課長

そうです。すべての定数は、その日が基準日になります。

○山本教育長

その他いかがですか。(特になし) それでは、議案第4号については、原案のとおり決  
定したいと思います。以上で、議案については終了しました。

(2) 報告事項

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。初めに事務局から順次説明し、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項アについて説明してください。なお、説明の際は、最初に所属名・職氏名を発言の上、お願いします。

【報告事項ア】鳥取県立美術館整備運営事業に係る審査結果等について

○田中理事監兼博物館長

これについては、去る1月15日の教育委員会で、美術館整備運営にかかるPFI事業者の落札者の決定を行い、それを報告して、当日に公表というかたちのこともさせていただきました。その時に、審査の公表であるとか、点数、あるいは客観的評価については、また後日改めて2月上旬を目途にというかたちで説明させていただきました。その内容について、今日ご報告するということです。

この2月4日に審査委員によって書面評決をしていただきまして、公表というかたちで取りまとめを行いました。まず、1の提案内容等の審査結果及び審査公表ということで、別添資料の1をご覧くださいと思います。今日公表しますので、今日付けというかたちにさせていただきます。

めくっていただきまして、次ページから目次、関係事項です。3ページの頭に林田委員長の名前で、こういう審査結果を報告するというかたちの文面を取りまとめております。引き続きまして4ページ以降に、審査会の委員名や、7回までの審査会の開催の経緯、それから11ページから落札者の決定の方法、これは、ずっとこれまで色々ところでオープンにしてきたところです。それらについて、6、7ページで書いております。6、7ページに審査結果で、つらつら書いてありますが、特に7ページです。この審査は加点審査と価格審査に分けて実施するというので、加点審査の部分を審査会の委員の方々に評価していただいて審査するかたちで、その表の内容の配点区分で、後は価格審査の部分は数字を入れれば自動的に出てくる作り方がありますので、そのトータルで総合評価にして千点を配分するというようにしております。それから加点審査については、下の表であります。委員の合議で、ここにあります評価のAからEまでの10段階の評価を決めていただいて、その評価をそれぞれの評価項目ごとの採点に、右側にあります評価点を掛けるもので、評価点を丸々認めるAの $\times 1.0$ から、要求水準を満たす程度で特に優れた程度はない加点が全くないEの $\times 0.0$ という10段階で点数配分を変えるといったかたちで、議論した上で評価していただきました。

次に8ページです。今回行いました三つのグループA、B、Dのグループのそれぞれの評価項目ごとの評価点について、ここに一覧にまとめているものです。一番上の事業全般に関する事項については、若干Dのグループが3グループの中では評価が高かった。それから(2)の設計・建設にかかる部分については真ん中のBのグループが高かった。設計・建設の評価が高いとどうしても下の維持・管理部分も、当然つながってくる部分もありますので、そこについてもBのグループが高かった。それから、運営業務に関する事項

については、これも大きな差はないですけども、若干Dグループのほうが高かったということで、一番下の（５）その他特筆すべき提案に関する部分では、どのグループもそれぞれの提案があって、同じような評価ということで、加点点評価点、審査点を合計しますと、トータルではBグループが459、Dグループが451ということで、そう大きな差はなかったのですが、Bグループが一番得点が高かったということです。

以前、少し議論のあった設計・建設と上の部分で、あっちがよくて、こっちがよくてというというようなところを何とかならないかという話もあって、若干そういう部分も、こういう点を見るとあるのかなと思ったりもします。

そして9ページ、価格審査と書いてありますが、これは入札額を入れると自動的に出てきます。正直、そう大きな入札額の差はありませんでした。143億のうちで、5千万程度あるかないかでしたので、そんなに差はないということで、それらを全部足しまして、総合評価としてはBグループが一番多くの評価点を得たということで、Bグループを最優秀提案者というかたちで選定し、それを踏まえて落札者として、教育委員会として決定をさせていただきました。

それから10ページからですが、これは審査会による審査の公表内容を各項目ごとに、Aグループはこんなところが評価された、Bグループはここが評価された、Dグループはこんなところが評価されたというかたちで挙げさせていただいております。ちょっとページが多くはなりますので、一つ一つは挙げませんが、最初に申しましたように、事業全般にかかる分では、若干Dグループに評価が高いような擁護があったようなところがあります。11ページの下からの設計・建設の部分については、これは採用されたBのグループの立体的な回遊性であるとか、色々なところに展示の工夫があるといったことで設計上のあるいは、施設デザインへの特色ある評価、あるいは設置者行動上も優れているというかたちで高い評価が加わっていつている。

13ページの一番下辺り、維持・管理の設計等が優れているということで、維持・管理の部分でも、それが優れているというところです。それから、14～16ページの運営業務に関する事項については、Dグループが少しこれは、一般の方のプレゼン分の参加があったのかもしれませんが、ソフト面の様々な提案もあったということで、若干高めに評価されていると。

5のその他特筆すべき事項については、例えば、一番上のレストラン、カフェの運営。Aグループは地元の既存レストランに出店を得て地元食材を活かしていく。Bグループは、レストランの運営主体を公募して、そこに応募してきた者を決めて、そこと共に育っていくという特徴を持っています。

そして16ページの下（１）～（３）に書いていますが当然、最優秀提案者としてBグループを選定して落札者として決定はしたのですが、当然十分じゃないところや、提案内容についてもまだこれからも、県や県民の声を聞きながら、修正できるところは修正してほしいという意味で、審査会からも、ここに書かれている三つの事柄を特に強く要望する



かたちでまとめておられます。今回提案したからその提案内容を一切変えずに設計建設をするのだということではなくて、これからの話合い等も踏まえて、入札額の範囲でできることについては柔軟に対応していただきたいということですし、(2)は建てた後15年間、美術館を運営していく中で、様々な工夫を加えながら、よりよい未来をつくっていける美術館として成長し、様々なリスクを乗り越えて永続的に事業継続をしてほしい。それから(3)は、美術館の持つ本来の使命を果たしつつ、地域の活性化や地域のにぎわいに貢献できる、両面を兼ね備えた美術館の事業運営であったり、活動計画というものをしっかりと策定して実施してほしいという非常に欲張りなことを、これからも相談しながら進めていこうというものです。

また、一番最初のページに戻っていただきまして、これは客観的評価の結果であります。PFI法に、審査結果の客観的評価を公表するよというものが11条にありまして、その内容を公表しようというものです。資料の19ページ、資料2です。こちらはある意味、無味乾燥なもので、どういう基本方針を持って、どういう手続きをしてきたかといったことをかなり事務的に書いたものでありますので、大体先ほど説明したもののポイント・ポイントみたいなどころでありますので、一つ一つ説明はしませんが、25ページ、一番最後のページをご覧ください。こちらの資料で落札者の決定ということで、今回の入札に参加した3グループの構成企業名・協力企業名の固有名詞を初めてここで挙げております。これで企業名が一般に明らかになりますが、これがルールですので、こういうかたちで紹介をするということは、予め事業者にも示しております。

それから26ページ、落札者の提案による期待される効果ということで、民間の創意工夫上、良質な公共サービスの提供をするという、元々はPFIの目指している部分と、それからもう一点は、この手法を採ることで、県の財政負担の軽減ということにも資するというので、10パーセントを超える事業費の縮減効果が見込めるというかたちで、実施させていただいているところです。説明は以上です。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○若原委員

資料の1と2で、2は公表ですけども、1はどうなのでしょう。

○田中理事監兼博物館長

1も公表です。入札、落札者を公表するというので。

○若原委員

それから、一番最後のページに、入札参加者の構成がありますね。これはABDの順で

すか。この順番というのは公開のプレゼンの時の発表の順番とは違いますね。

○田中理事監兼博物館長

はい、違います。あの時だけは、当日の朝に抽選で発表順を決めましたので。

○中島委員

では、これを見ても、どれに対するコメントか分からないんですか。B以外は。

○田中理事監兼博物館長

そうですね。ちょっと勘違いをされる可能性があります。あえてそこは、Aだ、Bだと記述しないというのがPFIのやり方ですので、問われれば答えるということが。

○中島委員

単純な興味でお伺いするんですが、11ページで、Aグループや他にもあったんですけど、倉吉パークスクウェア側に対して、裏側のイメージというのは、これはどういう意味ですか。正面が向こう側になっちゃうということですか。

○田中理事監兼博物館長

パークスクウェア、特に未来中心の建物は、大御堂廃寺や美術館候補地のほうに対して、背中を向けたかたちになっているんです。その部分のつながりが、少しあまりいい平面図じゃないなというのが裏側になるというか、そこももう少し有機的につながりになるような動線であったほうがいいなという議論になったということです。

○中島委員

私の単純な印象だと、未来中心の右側に向かって敷地があるではないですか、そうすると、どのプランも普通にこちらの側を向いていたんじゃないかと思うんですけど、なのになぜ裏側ということになるのかなと。よくわからない。

○田中理事監兼博物館長

未来中心の横に倉吉市立図書館等がありますけれども、あちらに対するアクセス動線があまり優れた提案ではなかったというところの議論だったと。

○中島委員

では、パークスクウェアという認識が、図書館等のことを指してパークスクウェアと言っているんですか。

○田中理事監兼博物館長

未来中心、倉吉市立図書館の建物、その間にある物全部を含めてパークスクウェアと言っていますので。

○中島委員

それで、つながりがBはよくて、A、Dはイマイチだったと。

○田中理事監兼博物館長

市立図書館側のところが、割と処理があまりつながりが付けてないような。

○中島委員

そうか。開いているんだけど、少しつながりがあまりよくなかったと。わかりました。

○山本教育長

他にいかがでしょうか。それでは、残りの報告事項については、説明を省略することとしたいと思いますが、何かございましたら。よろしいでしょうか。(同意の声) それでは、以上で報告事項を終わります。

その他、各委員方から何かございましたら、発言をお願いします。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。(特になし)

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は3月20日(金)午前9時から定例教育委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。(同意の声) それでは、そのように決定したいと思います。以上で、本日の日程を終了します。